

ペリー艦隊の来航と女性犯罪

——ボード事件をめぐる歴史的背景——

真 栄 平 房 昭

はじめに

ペリー提督の率いるアメリカ東インド艦隊が浦賀沖にその姿を現したのは、1853年（嘉永6）7月8日であった。この「黒船来航」の衝撃を契機に幕藩体制が急速に衰退の一途をたどり、開国と世界市場への対応を迫られたことは周知の通りである。

ペリー艦隊は日本遠征に先立ち、シンガポールや香港をへて上海に集結したのち、1853年5月26日に琉球に来航し、それから約40日後、はじめて浦賀沖に錨を下ろした。小稿では、日本開国のいわば先駆けをなすペリー艦隊の琉球来航をめぐる国際関係史の動きに注目しながら、アメリカ水兵による「婦女暴行」事件の関係史料を具体的にとりあげてみたい。

さて、ペリーの二回目の日本訪問中にあたる、1854年6月12日（旧暦嘉永7年5月17日）夜のこと、琉球の那覇沖に滞留していた艦隊所属の輸送船レキシントン号乗組員で、ウィリアム・ボード（William Board）という水兵が仲間数名とともに那覇の町に上陸し、酒に酔って民家に乱入したあげく、婦女暴行におよぶという事件が起こった。アメリカ水兵らは民衆の怒りを受けて投石を受け、ボード自身はやがて溺死した。

この事件は、のちにアメリカと琉球の外交関係をゆるがす大きな問題にまで発展した。すなわち、ペリー遠征記が述べるように、「この事件全体は、提督の深く遺憾としたものであり、またアメリカ人が同島（琉球）を五回にわたって訪問したうち、琉球人とアメリカ人との全交際中に生じたひどく不愉快な出来

事の唯一の例であった」という（土屋喬雄・玉城肇訳『ペルリ提督日本遠征記（四）』岩波文庫、203頁）。

アメリカ軍人による婦女暴行に端を発したこのボード事件を「近代国際法」の歴史的観点からみた場合、外国人による性犯罪事件とその処理のあり方を、具体的に示す先駆的事例として注目される。

この事件に対して、ペリー提督は「琉球の法律に準拠して法律的審理を開かしめん」ことを強く主張した。そこで琉球王府およびペリー側双方の立ち会いのもとで裁判審理が行われた結果、アメリカ水兵の乱暴狼藉に激怒した群衆が石を投げつけ、ボードを溺死に追い込んだという理由で琉球人六名が「有罪」を宣告されたのであるが、じつは彼らは琉球王府が便宜的に「犯人」に仕立てた替え玉（ダミー）であった。彼らの身柄をアメリカ側に引き渡すことを申し出た琉球の役人に対し、ペリーはこれを拒否し、次のように述べたという。

「琉球の行政や法律の執行に何等かの方法をもって干渉するのは、自分の希望でもないし目的でもなく、ただ希望するのはたまたま同島を訪れた外国人に対して悪事が行われるか、または傷害が加えられた時には、適当なる状態で法律が執行されることに過ぎない」と（同上、日本遠征記）。

この見解によれば、ペリーとしては琉球側の行政・裁判権に干渉するつもりが全くないこと、したがって事件の処理を琉球側に委ねることを表明したものと理解される。

しかし、このボード事件の処理をめぐる交渉過程を詳細に検証してみると、ペリーが述べた表向きの「公式見解」とは裏腹に、実際には武力威嚇をまじえた強引な要求を琉球側に突きつけて、王府の裁判権に介入した様子が見えるのである。

以下では、ペリー来航の歴史的意義についての通説とその問題点を整理した上で、アメリカの対日開国政策をめぐる「琉球占拠」構想の背景などについて具体的に検討する。それをふまえてボード事件に関する史料をいくつか提示し、今後の研究に向けての基礎作業としたい。

1. ペリー来航の歴史的意義と通説の問題点

ペリー来航はどのような歴史的意義をもつか、この点をまず確認しておく必要がある。戦後日本の近代史研究をリードした遠山茂樹は、ペリー艦隊の日本来航の歴史的意義として、以下の3点がとりわけ重要である、と指摘している（『近代史概説』『岩波講座 日本歴史14 近代1』）。

- ①ペリー来航以後、日本の歴史過程は資本主義の世界史的発展の一環に組み込まれたこと。
- ②この外圧に触発されるかたちで、幕藩制の内部矛盾が全国的規模での政治抗争となって爆発したこと。
- ③これらの国際的条件と国内的条件は、互いに作用、反作用しながら不可分のからみあいでも展開したこと。

つまり、「ペリー来航にはじまる欧米資本主義国の開国要求が、古い政治秩序の解体を促進するとともに、新しい政治秩序の創出を早急に促した」という認識である。このように、ペリー来航は近代日本の開幕をうながす重要な国際的契機となったというのが通説である。しかし、歴史教科書や概説書などをみると、ペリー来航の国際的条件や日本をとりまく東アジア史的背景を捨象するかたちで、「突然、浦賀沖に黒船現れる」という記述で始まる傾向が一部にはまだ根強い。こうした一面的で偏った歴史イメージが流布する背景には、日本開国史の序幕、プロローグにあたるペリー艦隊の琉球来航がその視野から欠落し、日本開国史との関連できちんと位置づけられていないことも理由のひとつであろう。すなわち、日本開国という目標を達成する上で琉球は不可欠の補給・中継基地として重要な位置を占め、さらに香港・上海など中国南部の開港場を射程に入れた東アジア戦略拠点としての役割をも果たしたが、それらの意味を十分におさえた歴史叙述は、依然として少ないのが現状である。

事実をふまえて冷静に考えてみると、ペリー艦隊は浦賀での交渉をはさんで、前後五回にわたり琉球に寄港したことの重みに加えて、ペリー自身が米国

議会に提出した公式復命報告書『日本遠征記』の約三分の一が、琉球関係の記事で占められているのである。これらの事実からみても、通説的な歴史のとらえ方は不十分で、正確さに欠けると言わざるを得ない。

2. ペリーの「琉球占拠」構想

1852年11月24日、ペリー提督の旗艦ミシシッピー号は、バージニア州ノーフォークを出港し、東アジアの日本をめざした。最初の寄港地である大西洋上のマディラ諸島において、ペリーはケネディ海軍長官宛に12月14日付で書簡を送った。琉球に到着する半年以上も前のこの時点で、ペリーが早くも次のような琉球戦略プランを主張していることが注目される。

琉球諸島は、日本帝国の諸侯の中で最も強力な薩摩侯の統治下に置かれています。この人はアメリカの非武装船モリソン号が慈悲に溢れた目的で日本を訪れた際に、同船を薩摩藩内の港の一つにおびき寄せ、急遽築造した砲台から砲撃したのと同人物です。彼は琉球島民に力づくで服従を強制するよりも、素朴な島民に恐怖心を与えることによって自らの権利を行使しているのです。政策上、島民は長い間武装していなかったため、仮にその意志があったにしても、彼らには支配者の圧政に反逆する手だてがなかったのです。さて、これらの諸島の主要な港を、わが国の戦艦への便宜のため、またあらゆる国々の商船の避難港とするために占拠することは、最も厳正な道徳律によって正当とされるだけでなく、また緊急性の原則の上でも考慮されるべきものであると私は考えます。

この書簡で明らかなように、ペリーは琉球が薩摩藩の統治下にあると理解した上で、その主要な港を「占拠」する企図を抱いていた。さらに、「この主張は(琉球)島民の生活が改善されるという結果から、よりいっそう正当なものとして評価されるでしょう」と述べ、琉球占拠の「正当性」を強調している。

当時、世界史の舞台に台頭しつつあった新興国家アメリカは、メキシコとの戦争(1846-48)に勝利をおさめ、スペインからカリフォルニアを新たな領土と

して獲得したばかりであった。西部開拓のフロンティアは太平洋岸に到達する勢いで、新興ブルジョアジーの視線はさらに海の彼方、綿製品の輸出市場としてのアジアに注がれていた。そのような疾風怒涛の時代を生きたペリーの経歴は、1843年に奴隷貿易禁圧のためアフリカ沿岸で艦隊を指揮し、メキシコ戦争では米海軍史上最大の艦隊を率いるなど、華々しい武勲をたてた職業軍人であった。

こうした19世紀アメリカの海外進出への夢と、シー・パワー（海洋覇権）の野望の延長線上に、ペリーの「琉球占拠」論を位置づけて理解すべきであろう。すなわち、琉球占拠が「正当」な行為であり、それは文明の「恩恵」を島民にもたらすという彼の主張を背後で支えていたのは、アメリカの「国益」確保を第一とする軍人としての戦略的思考であり、それと同時に欧米文明の優越的な価値意識（＝アジア蔑視）が根底に存在した。こうした「国益」最優先の戦略論理を背負って東アジアに遠征したペリーの役割と立場からすれば、琉球住民の意向をまったく無視した一方的な占拠も、「正当」な任務の一部とみなされたのである。

3. アメリカの対日開国戦略と琉球の位置

1853年6月2日、ペリーは那覇から本国のケネディ海軍長官宛に公信を送っているが、その中で、「この美しい島（琉球）は日本の属国であり、日本と同じ法律によって統治されている。住民は勤勉かつ温和である。すでに私は彼らの恐怖心を静め、友好を得ることに成功している。那覇を艦隊の集合基地にするつもりだが、やがて、この島の全住民が、完全に友好的になると期待できる」と述べている。

ペリーは日本開国の構想プランを多角的に検討した結果、その目的を一度に成功させることは難しいと判断した。そこで琉球を補給基地として、対日政策を予備交渉と本交渉の二回に分け、目標達成に時間をかけるという方針を最終的に決定した。その意味で、ペリーにとって最初の琉球訪問は対日政策を有利

に進める布石としての役割を果たしたと言えよう。実際、ペリーは日本・琉球の双方を視野に入れた具体的な外交政策を展開していくのである。

1853年7月、ペリーは4隻の艦隊を率いて日本へ出発し、幕府との交渉後、再び那覇に寄港し、石炭貯蔵庫の建設認可を琉球王府に迫った。8月1日、那覇を離れた艦隊は、同年の秋から冬にかけて香港・マカオ周辺で活動しながら、日本再訪に備えた。

中国沿岸で越冬したペリー艦隊はいよいよ二回目の日本訪問のため、1854年1月14日に香港を出帆し、同20日琉球の那覇に到着した。そこでペリーはケネディ海軍長官宛の公信の中で、対日開国戦略とからめて琉球を保護領として確保すべきであるという見解を正式に表明した。すなわち、「もし日本政府が交渉を拒否するか、もしくは商人や捕鯨船に避難港を指定することを拒むならば、米国市民にたいして犯した屈辱と損害にたいする補償という理由で、日本帝国の属領であるこの大琉球島（沖縄）を、私の行為を是認するか否認するか、わが政府の決定が判明するまで、アメリカ国旗の保護・監理のもとにおく意向である」と言明したのである。

要するに、ペリーの開国要求を日本政府（幕府）が拒否した場合、その代償として日本の属領である琉球を一時的に占領するという構想である。さらに、ペリーは「通商上の利益」という観点からも琉球占領の必要性を強調したが、その背景には、日本の周縁の島々を虎視眈々とうかがうロシア、イギリスなど列強の動きを牽制しながら、琉球への接近に先手を打つというアメリカの戦略があったと理解される。

いずれにせよ、アメリカの対日開国政策にとって琉球は重要な中継基地として位置づけられ、戦略的な観点から大いに利用されたことは否定できない事実である。いわゆる「砲艦外交」（Gunboat Diplomacy）をバックにしたアメリカの外圧という、歴史の大きな渦のなかで起こったアメリカ軍人による性犯罪が、先にみたボード事件をめぐる紛争の本質であったと言えよう。

ペリーの日本遠征記によれば、「提督は、この紛争をひき起こして生き残った

アメリカ人二人を海軍軍法会議によって審理するように命じ、彼等は相当の罰をうけた」（『ペルリ提督日本遠征記（四）』岩波文庫、203頁）とされる。しかし、その二名を含む関係者が処罰されたことを確実に裏付ける史料は未だ発見されていない。

ペリー来航は庶民生活にもさまざまな影響を及ぼした。例えば、旧暦5月5日の恒例行事である「ハーリー」が中止となったり、酒に酔った水兵らが町をうろついて民家に侵入するなどの事件が起こった。また、道行く女性の乳房をさわったり、婦女暴行などの凶悪な事件も発生した。異国人の動きを監視する必要から王府は役人に尾行を命じ、その行動を逐一報告させた。こうした詳細なリポートが評定所日記の中に多く残されている。

アメリカ人の行動範囲は、首里・那覇の近郊に限らず遠く北部農村にも及び、思わぬ波紋を投げかけた。1853年12月25日、プリマス号乗組員らは運天港などで測量をおこなっていたが、その一行が塩屋湾にやって来るとの知らせをうけて、大宜味間切では大騒ぎになった。先頃、那覇で起こった強盗事件や略奪事件の噂も手伝って、村人達は山へ避難する準備をはじめた。塩屋湾内の六つの集落では、婦女子はすべて山に隠れ、顔にすずを付けたり、泥をぬりたくって万一の場合にそなえた。さらに牛や豚、山羊も押収されると聞いて、急いで山中に畜舎をつくって引っ越すといった騒ぎであった（『大宜味村史』通史編）。

むすび

以上のように、ペリー来航をめぐる歴史は、約一年余にわたって琉球にさまざまな波乱や騒動をまき起こした。そして、1854年によく「終幕」を迎えることになった。同年7月14日、ペリーは艦上で別れの小宴を催した。翌日、レキシントン号が香港に向けて出港し、最後に残ったミシシッピー号とポーハタン号も7月17日に那覇を出港した。

ペリーが琉球王府とのあいだで締結した1854年7月11日付けの協約事項（ARTICLES OF AGREEMENT）の第4条に、「婦女子」関連の法規が盛り込

まれたのは、ボード事件での苦い経験をふまえた対応措置と言えよう。すなわち、琉球に上陸した合衆国船舶の乗員による不法行為とその取り扱いについて、「家屋への乱入、婦女子をもてあそぶこと（原文の英語では、trifle with women）、物品売渡しの強要、その他同様の不法行為をおこなった場合、地方官憲はこれを逮捕し得るものとする。ただし、虐待は許されない。そして当人の所属する船舶の船長に報告し、処罰せしむべし」という法規である。

こうした外国人による犯罪行為とその処罰をめぐる問題は、開国後の日本で懸案となった「領事裁判権」の問題とも歴史的につながる要素を含んでいる。その点についての具体的な検討は今後の研究課題となろう。

ボード (Board) 事件の関係史料

【史料1】

S. W. ウィリアムス『ペリー日本遠征随行記』新異国叢書 8、雄松堂、1970年「碇泊地（那覇港）に到着すると、ランダル氏、グラッソン艦長、ベッテルハイム氏が提督を訪ねた。彼らの報告の主旨は、先月十九日〔*正しくは六月十二日、旧暦五月十七日〕に起こったボード Board と呼ばれるレキシントン号乗組水兵の殺害に関する件であった。同じとき、スコット Scott なる男も那覇の市場で傷つけられた。スコットとその仲間のスミス Smith（両人とも天久寺止宿）はある品を買おうとして、その代金の支払を済ませていた。ところが、その金を役人が女から取り上げてしまったので、これを見た二人はカッとになって、その役人を追い出しにかかった。すると、役人は仲間を呼んだ。たちまちスコットは投げ倒され、袋叩きにあい、ほとんど人事不省の状態に陥ってしまったのである。この水兵は二人とも多少酔っていた。しかし、ボードは一滴の酒も飲んでおらず、こうした暴行を受けていたときには、救援に駆けつけるところであったのかも知れないが、ともかく彼らが知るかぎりでは、その現場には居合わせていなかったのである。

ビアバウアー氏 (Mr. Bierbower. レキシントン号一等兵曹) は、二人の水兵

が街頭で酔いつぶれているとの連絡を泊村で受けて、ただちに現場へ急行したが、そこに泥酔し、叩きのめされて、身動きもできないスコットを見いだしたのだ。この二人を泊村へ連れて行こうと駕籠 Kago を探しているとき、彼はもう一人が堤道〔突堤〕近くの水中で倒れていると知らされた。駆け付けてみると、小船の中に口から泡を吹いてのびているボードを発見したのである。琉球人たちは、彼が水に落ちて溺死していたのを拾い上げたのだと話した。遺体はベッテルハイムの家へ運ばれて、彼とレキシントン号のネルソン氏 (Mr. William A. Nelson. 軍医補) によって検視された。頭蓋骨が強打を受けてひどく骨折し、脳充血が起こっていた。胃からアルコールは検出されず、体には別に傷害は認められなかった。琉球人の証言にはあまりにも矛盾が多く、殺人の原因や挑発、もしくはその方法についてのしかるべき説明はまったく得られなかった。それに、ボードの仲間は、たとえ、事実何かを目撃したとしても、その状況を説明するには、あまりにも酩酊の度が過ぎていた。というわけで、われわれは問題の核心については、彼らから何一つ引き出すことができなかったのである。」

【史料2】

東村婦女ミツ・五十歳に関する審理結果について

〔本資料は、Correspondence relative to the Naval expedition to Japan (Nov. 13, 1852-January 20, 1855). 33rd Congress, 2nd session, Senate, executive documents, No. 34. pp. 172-173. に収録される記録を和訳したもので、原文は漢文資料にもとづいて英訳したものと考えられる。〕

「この婦人は、何人かの酒に酔いしれたアメリカ人が方々をうろつき回っていることを聞いた。家には姪と二人きりだったので、戸を締めていた。四時ごろ、彼らのうちの一人がこの家の石垣を乗り越えて、家内に闖入した。婦人は逃れようと戸口へ走ったが、その男は婦人を捉えて、抜きはなしたナイフを振りかざし、要求に応ぜよと脅迫した。婦人は大声で叫んだが、男は抱きついた

まま放そうとしなかった。婦人は抵抗するにはあまりにも力弱く、ついにまったく意識を失って、この男の暴力を被った。このとき、叫び声を聞いた人々が駆けつけ、刺激剤を与えたので、婦人は程なく正気に返った。」

法廷における儀間 Jima の証言——「六月十二日の午後四時ごろ、隣家から女の叫び声が聞こえたので、多くの人たちが集まってきたのですが、私も何が起こったのかと不審に思って行って見ました。そこで、ミツ Mitu と呼ぶググスク Kugusk〔湖城か〕の女が一人のアメリカ人から暴行を受けた事実を見たのであります。この女は、実は私の親戚の者でございます。我慢ならなくなった私は、この男を地上に投げつけました。しかし、女が全く気を失っておりましたので、薬をやるため家に残りました。それで、このアメリカ人に後で何が起こったのか、全く存じておりません。」

渡慶次 Tokisi の証言——「六月十二日の午後四時ごろ、ミツというググスクの女がアメリカ人に強姦されたことを聞きました。それで、すぐその家に駆けつけましたところ、一人の男があわてて走り去ろうとしておりました。とても腹が立ちましたので、石を一つ拾って投げつけましたところ、それが頭に当たって、怪我をさせました。ちょうどそのとき、国吉 Konishi が天妃宮 Tembe-chu でぶらついていたのであります。そこへ大変な群衆が天使館 Tenshi-kwan の方からアメリカ人を追いかけてやってまいりました。国吉はそのときはじめて事情を知ったのですが、仲間に加わって、後ろから、石を二つ投げつけたのであります。でも、それは相手にはあたらなかったもので、負傷させなかったことは申すまでもございませぬ。あんなことをしでかした後、人に会うのを恥じたアメリカ人は、本通りから西へ脇にそれて、海岸の方へ進みましたが、そこからまっすぐ三重城 San Chung Ching まで行き、そこで水に落ちて溺死しました。そのとき国吉自身は横道を通してファシト Hwashito へ行き、そこで彼が溺れるのを見たのであります。屋良 Yara もまた市場を通り抜けかかっていたのですが、群衆がミツに加えられた暴力について話しているのを聞き、天使館の近くで、群衆が追いかけてきたその男に二度石を投げつけ

ました。でも怪我はさせませんでした。彼は西海岸まで行って、三重城の方へ回ったのですが、そこには、やはりこの男を追跡してきた、当の屋良も知らないたくさんの人たちがいて、三、四十歩ばかりさきの水に落ちて溺死したアメリカ人を見ていたのであります。知念 Chining と新嘉喜 Arakaki それに金城 Karagusku も、暴徒の動機を聞いて、これに加わり、その男に投石しましたが、彼を傷つけてはおりません。」

「これらの人たちはいずれも何回となく訊問され、その証拠は記録されて、つぎの判決が下された。

渡慶次 二十九歳・東村 Higashi-mura 住

八重山 Pachung San へ終身追放

国吉 十六歳・久米村 Kumi-mura 住

屋良 十八歳・渡地村 Watanji-mura 住

新嘉喜 十九歳・東村住

知念 十八歳・西村 Nishi-mura 住

金城 三十二歳・西村住

おのおの太平山 Taipin San〔宮古島〕へ八年間追放。

那覇市長〔那覇里主〕の毛玉麟 Mo Zhinkuring は位階と給与を奪われたが、その職には留まった。市助役の李永昌 Ri Yung-sho、牛在田 Zhiu Zaidin、謝文茂 Zhia Bunmo、呉心振 Gu Fitsuching はいずれも職を剥奪された。」

【史料3】

『ペルリ提督日本遠征記(四)』岩波文庫、200～204頁

*引用訳文の旧仮名遣いは、原則的に新字体に改めた。

「(前略) 然し、グラッソン少佐の報告したはるかに重大な事件があった。即ちこの事件は乗組員の一人が琉球人によって殺害されたと推測されることであつた。それは六月十二日にボードという男が那覇で死んでいるのが発見された。色々の事情から推して、暴力によって生命を絶たれたのであるという強い

疑いを起すのも当然な理由があるように見えた。提督はまだその島に到着していなかった。そしてグラッソン少佐は艦隊の士官五名に命じて事情を調査させ、それに関する報告をさせた。これ等の諸君は検屍を行い証人を迅問した後、次のような意見を報告した。即ちこの水兵は、誰か判らぬ或る者または数人の者のために頭に打撃を加えられてから、その打撃をうけて意識不明となっていたあいだにかなりの時間水づけにされたために死に至ったのであると。なお彼らは琉球人の証言が甚だ曖昧かつ不満足であると附言した。その後まもなく提督が到着したので、グラッソン少佐はただちに自分の知っている事件に関する事実と書類全部とを提督に提出した。また右の他に、琉球の地方当局に対して充分にして公平な調査を要求したが、この要求に対しては満足な回答を受けなかったことをも報告した。

提督は審理の結果ただちに次のことを確信した。即ちその男の死はある不法な方法でひき起されたのであったが、多分彼自身が婦人に対して極めてけしからぬ暴行を加えた結果であって、このような場合には当然うける被害であるということである。なお提督は他の人々即ち今後同島を訪れるヨーロッパ人及びアメリカ人両者の安全のために、来訪した外国人に加えた暴行については、充分なる調査と地方当局によつての然るべき処罰の必要なことを当局に印象づけるのが重要であると感じた。そこで提督は、執政即ち公務監督官に対して断乎たる要求をなし、琉球の法律に準拠して法律的審理を開かしめんとした。

この要求はただちに容れられて六人の上級裁判官によつて法廷が構成され、執政も第一布政官も訴訟進行中には毎日親しく列席した。

彼等が確かめることのできた範囲の事実は次のようなものと思われた。六月十二日にボードという水兵を加えた三人のアメリカ水兵が、那覇の街を通つて無理矢理にある住民の家に押し入り、若干の酒をその家から取つて間もなく酩酊した。そのうちの二人は溝の中に寝てしまったが、ボードは壁をよじ越えて私宅に闖入し、そこにミツ Mitu という一人の婦人と、その姪である若い少女とを発見した。彼はナイフを振り廻してその女を脅し、極めてけしからぬ暴行

に及ぼうとした。女は叫び、ついには弱り果てて意識不明になった。女の叫び声を聞いて数人の琉球人が現場にやってきた。そしてその場の情景は、ボードがどんな目的をもっているかを明らかにしていた。数人の琉球人は彼を捕えて地上に投げつけた。半分以上酔い狂っている彼は起きあがって、逃場を求めながら海岸へ走った。この時までにはたくさんの人が集まっていてボードを追跡して石を投げた。幾つかの石は彼にあたった。同地の証人の陳述によれば、彼は酔っぱらっていたので水の中に倒れ込んで溺れたのであるとのことであった。この最後の委曲が事実には正確にあてはまるものかどうかはやや疑問だった。

とにかく琉球当局者は『人に石を投げて傷つけ、それによって水中に倒れしめ溺死せしむるは全く法律に違反す』と断じて六人を有罪と決した。一人は主犯、他は従犯として。この有罪決定後に執政と第一布政官とは、縛られた首謀者を伴ってミシシッピ号上に現れ、同人を提督に引き渡して、合衆国の法律によって処刑せられんことを希望した。勿論提督は同人を引き取ることを拒絶し、琉球人に対してつぎのように説明した。即ち琉球の行政や法律の執行に何等かの方法をもって干渉するのは、自分の希望でもないし目的でもなく、ただ希望するのはたまたま同島を訪れた外国人に対して悪事が行われるか、または傷害が加えられた時には、適当なる状態で法律が執行されることに過ぎないと。そこで提督は囚人を執政に戻したし、執政はこの行為に対して提督に対して大いに感謝の意を表した。この事件の結末として従犯者達は暫くの間付近のある島に追放され、主犯者は一生追放されたのである。けれどもこの処罰が嚴重に執行されたかどうかは疑わしいと思われる。当局者たちはそうすることを提督に厳粛に約束したのではあったけれども。

けれども提督は、この紛争をひき起こして生き残ったアメリカ人二人を海軍軍法会議によって審理するように命じ、彼等は相当の罰をうけたのであった。この事件全体は提督の深く遺憾としたものであり、またアメリカ人が同島を五回にわたって訪問したうち、琉球人とアメリカ人との全交際中に生じたひどく

不愉快な出来事の唯一の例であった。

琉球の裁判進行の形式を読者に語ることは興味のないことでもなかろう。というのは非常に重大な事に関する一国の習慣は、当然その国民性を明らかにするものだからである。司令長官副官ベント氏と通訳ウィリアムス氏とが提督に選抜されて、その審理に列席した。琉球当局が吾が士官中の或者の臨席を要求したからである。これらの諸君は広間に到着するや、部屋の奥に執政と布政官との真向かいに席を与えられた。その左側には三人の裁判官が畳の上に座っていた。そして二人と向かい合って、執政及び布政官と同列に他の三人の裁判官が同じように座っていた。

審理をされる囚人は、その広間外の地面の上に跪き（広間のそちら側は開けてあった）、頭は露台（縁側-訳者）の床の少し上に出て居り、顔をその広間の奥に向けていた。裁判官が質問を發した。そしてもしそれに従順に答えず、頑強に答えをしないときには、両肘を背後に縛りつけ、また少しでもためらうと、両側にいる警吏が直径二寸位、長さ四尺位の大きな杖で肋骨をひどく突くのだった。このことは同人の舌をほぐさせずにはおこななかったが、本当のことをいうか虚言をいうか、吾が士官達はそれを非常に疑問に思った。それは厳酷さにおいて吾が祖先の古い『拷問』peine forte et dure（*）と同様ではないとしても、同じ原則に基いて行われているものである。」

（*）補註① *peine forte et dure* とは、罪人を裸でうつ伏せにし、その上に重い鉄を載せ、白状するか死ぬまでパンと水とのみ与えたままにして置く拷問のこと。

補註② 「ボード事件」をめぐる対米交渉の詳細について、琉球王府は、「異国一件（米国水兵溺死一件）大和江御届控」と題する文書を二冊作成し、事件の経緯を薩摩藩に報告した。この記録の存在は「尚家文書目録」により確認できるが、尚家文書がいまのところ未公開のため、その具体的な分析は今後の課題となろう。

補註③ 本文に関連して、琉球の視点から東アジア国際関係に論及した以下の拙稿を併せて参照されたい。

真栄平房昭「十九世紀の東アジア国際関係と琉球問題」(溝口雄三ほか共編『アジアから考える3周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年)、「ペリー来航時の国際交流と中国人・羅森」(『言語』第20巻第7号、1991年)、Commodore Perry's Expedition to Japan and the Ryukyuan Kingdom : A Perspective on the History of the Opening of East Asia to the West ; ACTA ASIATICA No. 67, 1994.

Summary

A Visit of Perry's Squadron to Ryukyu and the Crime against a Woman

—Historical Background Concerning a Rape Case

Maehira Fusaaki

In July 1853 the East India Squadron under the command of Com. Matthew C. Perry arrived in Japan. Then Japan's feudal system began to collapse rapidly and Japan was forced to open the country to foreign trades and diplomatic relations. The subject of this paper is to consider one aspect of the international relations between Japan and Perry's squadron coming to Ryukyu, from the viewpoint of women's history.

As the object of the consideration, I take a rape case against a Ryukyuan woman by one of the Perry's crew named William Board. This case developed into a serious problem that could impair the relations between the United States and Ryukyu. In the history of the modern international law, it is also regarded as the first case followed by many assault cases by foreigners.

Ryukyu was regarded as an important strategic relay base necessary for the U. S. Therefore they pressured Japan into limiting Ryukyu's jurisdiction by the "Gunboat Diplomacy".

In this short paper, first I analyze the American diplomatic policy toward Japan and Perry's claim of the occupation of Ryukyuan ports by American squadrons. Then I provide concrete written testimonies concerning the sexual assault case.